（最近の飛行の経験）

第百五十八条　航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事する航空機乗組員のうち、操縦者は、操縦する日からさかのぼつて九十日までの間に、当該航空運送事業の用に供する航空機と同じ型式又は当該型式と類似の型式の航空機（第三項において「型式航空機等」という。）に乗り組んで離陸及び着陸をそれぞれ三回以上行つた経験を有しなければならない。

2　（略）

3　型式航空機等の模擬飛行装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した経験は、第一項又は前項の経験とみなす。

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～六十の九　（略）

六十の十　第百六十四条の十四の規定による承認（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）

六十一～六十五　（略）

2　（略）

第18号様式（第41条関係）（日本工業規格Ａ４）

（略）

6．品目番号 Item	7．名称 Description	8．部品番号 Part No.	9．数量 Qty	10．製造番号 Serial／Batch No.	11．状況／作業内容 Status／Work

12．備考 Remarks

（略）

13. 上記の装備品又は部品が、欄12に記載される事項を除き、航空法（昭和27年法律231号）に規定する基準及び手続きに基づき、製造／検査されていることを確認する。 （裏面参照） Certifies that part(s) identified above except as otherwise specified in block 12 was (were) manufactured／inspected in accordance with the applicable design data and procedure prescribed in Civil Aeronautics Law of Japan and Regulations. (See over)	18. 上記の装備品又は部品が、欄12に記載される事項を除き、航空法（昭和27年法律231号）に規定する基準及び手続きに基づき、修理／改造されていることを確認する。 （裏面参照） Certifies that the work specified above except as otherwise specified in block 12 was carried out in accordance with the applicable design data and procedure prescribed in Civil Aeronautics Law of Japan and Regulations. (See over)

14．署名又は押印 Signature	15．認定事業場番号 Approval Reference Number	19．署名又は押印 Signature	20．認定事業場番号 Approval Reference Number

（最近の飛行の経験）

第百五十八条　航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事する航空機乗組員のうち、操縦者は、操縦する日からさかのぼつて九十日までの間に、当該航空運送事業の用に供する航空機と同じ型式の航空機に乗り組んで離陸及び着陸をそれぞれ三回以上行つた経験を有しなければならない。

2　（略）

3　第一項の型式の航空機の模擬飛行装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した経験は、第一項又は前項の経験とみなす。

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～六十の九　（略）

（新設）

六十一～六十五　（略）

2　（略）

第18号様式（第41条関係）（日本工業規格Ａ４）

（略）

6．品目番号 Item	7．名称 Description	8．部品番号 Part No.	9．型式 Eligibility*	10．数量 Qty	11．製造番号 Serial／Batch No.	12．状況／作業内容 Status／Work

13．備考 Remarks

（略）

14. 上記の装備品又は部品が、欄13に記載される事項を除き、航空法（昭和27年法律231号）に規定する基準及び手続きに基づき、製造／検査されていることを確認する。 （裏面参照） Certifies that part(s) identified above except as otherwise specified in block 13 was (were) manufactured／inspected in accordance with the applicable design data and procedure prescribed in Civil Aeronautics Law of Japan and Regulations. (See over)	19. 上記の装備品又は部品が、欄13に記載される事項を除き、航空法（昭和27年法律231号）に規定する基準及び手続きに基づき、修理／改造されていることを確認する。 （裏面参照） Certifies that the work specified above except as otherwise specified in block 13 was carried out in accordance with the applicable design data and procedure prescribed in Civil Aeronautics Law of Japan and Regulations. (See over)

15．署名又は押印 Sigunature	16．認定事業場番号 Approval Reference Number	20．署名又は押印 Sigunature	21．認定事業場番号 Approval Reference Number